

別表第1（第2条関係）

補助事業の種類		対象区域等	対象工事等	補助金の額
事業種別	事業名			
伝統的寺社建造物修復事業	建築物修復事業	金沢市伝統的寺社建造物修復事業対象建築物認定要綱（平成24年4月1日決裁）に基づき認定を受けた建築物のうち、金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例（平成14年条例第10号）第5条第1項に定める区域内にあるもの	外観の修繕工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、200万円を超えないものとする。ただし、屋根の修繕工事に要する費用に対する補助金の額は、50万円を超えないものとする。
	防災構造整備事業		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	対象工事等に要する経費の75%に相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。
			上記診断に基づく防災構造補強工事の設計	対象工事等に要する経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、20万円を超えないものとする。
			防災構造補強工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、350万円を超えないものとする。
		建築物修復事業	金沢市伝統的寺社建造物修復事業対象建築物認定要綱に基づき認定を受けた建築物のうち、上記以外のもの	外観の修繕工事
	防災構造整備事業	限界耐力計算法等による既存耐震性能診断		対象工事等に要する経費の75%に相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。
		上記診断に基づく防災構造補強工事の設計		対象工事等に要する経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、20万円を超えないものとする。
		防災構造補強工事		対象工事等に要する経費の50%に相当する額以内の額とし、その額は、250万円を超えないものとする。

土塀等修復事業	<p>条例第10条第1項に基づく区域（同項第1号から第3号までに掲げる区域（北陸自動車道～金沢港地区及び金沢駅～北陸自動車道地区を除く。）に限る。）のうち、金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例第5条第1項に定める区域</p>	修繕工事及び滅失したものの復元工事（土塀山門等簡易修復事業、土塀山門等調査設計事業及び土塀山門等工事監理事業に係るものを除く。）	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、1,000万円を超えないものとする。	
山門修復事業			対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、700万円を超えないものとする。	
石積み修復事業			歴史的又は文化的価値のある石積みの修繕工事及び滅失したものの復元工事	対象工事等に要する経費の75%に相当する額以内の額とする。
土塀山門等簡易修復事業			市長が別に定める簡易な修繕工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。
土塀山門等調査設計事業			土塀山門等の修復に係る調査並びに修繕工事及び復元工事の設計	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、100万円を超えないものとする。
土塀山門等工事監理事業			土塀山門等の修復工事及び復元工事の監理	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。
土塀等修復事業	<p>条例第10条第1項に基づく区域（同項第1号から第3号までに掲げる区域（北陸自動車道～金沢港地区及び金沢駅～北陸自動車道地区を除く。）に限る。）のうち、上記以外の区域</p>	修繕工事及び滅失したものの復元工事（土塀山門等簡易修復事業、土塀山門等調査設計事業及び土塀山門等工事監理事業に係るものを除く。）	対象工事等に要する経費の50%に相当する額以内の額とし、その額は、700万円を超えないものとする。	
山門修復事業			対象工事等に要する経費の50%に相当する額以内の額とし、その額は、500万円を超えないものとする。	
石積み修復事業			歴史的又は文化的価値のある石積みの修繕工事及び滅失したものの復元工事	対象工事等に要する経費の75%に相当する額以内の額とする。
土塀山門等簡易修復事業			市長が別に定める簡易な修繕工事	対象工事等に要する経費の50%に相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。
土塀山門等調査設計事業			土塀山門等の修復に係る調査並びに修繕工事及び復元工事の設計	対象工事等に要する経費の50%に相当する額以内の額とし、その額は、100万円を超えないものとする。
土塀山門等工事監理事業			土塀山門等の修復工事及び復元工事の監理	対象工事等に要する経費の50%に相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。

保存対象物保全事業	指定保存対象物修復事業	条例第35条第1項に基づく保存対象物	外観の修繕工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、1,000万円を超えないものとする。
	防災施設整備事業		防災施設設置工事	対象工事等に要する経費の90%に相当する額以内の額とする。
	防災構造整備事業		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	対象工事等に要する経費の75%に相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。
			上記診断に基づく防災構造補強工事の設計	対象工事等に要する経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、20万円を超えないものとする。
			防災構造補強工事	対象工事等に要する経費の90%に相当する額以内の額とし、その額は、500万円を超えないものとする。
景観修景事業	生け垣整備事業A	条例第10条第1項に基づく区域内	生け垣設置工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。
	生け垣整備事業B	上記区域を除く市内全域	生け垣設置工事	対象工事等に要する経費の25%に相当する額以内の額とし、その額は、20万円を超えないものとする。
	外構修景事業	条例第10条第1項に基づく区域（同項第1号に掲げる区域に限る。）内	板塀、竹垣等の修復工事若しくは設置工事又は土塀の設置工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。
	土塀修復事業	条例第10条第1項に基づく区域（同項第1号から第3号までに掲げる区域に限る。）内	土塀の修復工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、200万円を超えないものとする。
景観地区まちなみ修景事業	景観地区保存対象物保全事業	景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項に基づき都市計画で定める景観地区のうち、長町景観地区内にあるもの	外観の修繕工事	対象工事等に要する経費の80%に相当する額以内の額とし、その額は、1,000万円を超えないものとする。
	防災施設整備事業		防災施設設置工事	対象工事等に要する経費の90%に相当する額以内の額とする。
	景観地区保存対象物防災構		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	対象工事等に要する経費の75%に相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。

造整備 事業		上記診断に基づく防 災構造補強工事の設 計	対象工事等に要する経費の 3分の2に相当する額以内 の額とし、その額は、20万 円を超えないものとする。
		防災構造補強工事	対象工事等に要する経費の 90%に相当する額以内の額 とし、その額は、500万円 を超えないものとする。
景観地 区保存 対象物 管理事 業		病虫害の防除工事	対象工事等に要する経費の 80%に相当する額以内の額 とし、その額は、50万円を 超えないものとする。
建築物 修景事 業	金沢市景観地区ま ちなみ修景事業対 象物認定要綱（平 成26年5月1日決 裁）に基づき認定 を受けた建築物、 板塀、竹垣、生け 垣及び松の木であ って、景観法第61 条第1項に基づき 都市計画で定める 景観地区のうち、 長町景観地区内に あるもの	修繕及び復元に伴う 外観の修景工事（金 澤町家に限る。）	対象工事等に要する経費の 70%に相当する額以内の額 とし、その額は、700万円 を超えないものとする。
		限界耐力計算法等に よる既存耐震性能診 断（金澤町家に限 る。）	対象工事等に要する経費の 4分の3に相当する額以内 の額とし、その額は30万円 を超えないものとする。
		上記診断に基づく防 災構造補強工事の設 計	対象工事等に要する経費の 3分の2に相当額以内の額 とし、その額は20万円を超 えないものとする。
		防災構造補強工事 （金澤町家に限 る。）	対象工事等に要する経費の 2分の1に相当する額以内 の額とし、その額は250万 円を超えないものとする。
		新築及び改築並びに 修繕建築物（金澤町 家を除く。）に伴う 外観の修景工事	対象工事等に要する経費の 70%に相当する額以内の額 とし、その額は、300万円 を超えないものとする。
		板塀、竹垣等の修復 工事若しくは設置工 事	対象工事等に要する経費の 70%に相当する額以内の額 とし、その額は、100万円 を超えないものとする。
		生け垣設置工事	対象工事等に要する経費の 70%に相当する額以内の額 とし、その額は、100万円 を超えないものとする。
景観修 景事業		松の木の雪吊り及び 剪定に係る作業	対象工事等（1の敷地にお いて5本を上限とする。） に要する経費に相当する額 以内の額とし、その額は、 松の木1本当たり雪吊又は

				剪定それぞれ2万円を超えないものとする。
	景観地区保存団体育成事業	景観法第61条第1項に基づき都市計画で定める景観地区のうち、長町景観地区内にあるもの	景観地区のまちづくりを推進する住民団体活動	年間10万円以内の額とする。
茶屋街まちなみ修景事業	格子戸修景事業	野町2丁目にし茶屋地区	格子戸修繕工事	対象工事等に要する経費の90%に相当する額以内の額とする。
	建築物修景事業		外観の修繕工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、1,000万円（市長が別に定める建築物にあつては、200万円）を超えないものとする。
			新築建築物の外観修景工事	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、200万円を超えないものとする。
	防災施設整備事業		防災施設設置工事	対象工事等に要する経費の90%に相当する額以内の額とする。
	防災構造整備事業		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	対象工事等に要する経費の75%に相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。
			上記診断に基づく防災構造補強工事の設計	対象工事等に要する経費の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、20万円を超えないものとする。
			防災構造補強工事	対象工事等に要する経費の90%に相当する額以内の額とし、その額は、500万円を超えないものとする。
建築物修景事業	民間建築物修景事業	条例第10条第1項に基づく区域（同項第1号から第3号までに掲げる区域に限る。）内	建築設計	対象工事等に要する経費の10%に相当する額以内の額とし、その額は、10万円を超えないものとする。

備考

- 1 事業種別の欄に掲げるいずれかの事業に係る補助金の交付を受けた者は、当該年度においては、当該欄に掲げる他の事業に係る補助金の交付を受けることができない。
- 2 土塀修復事業に係る補助金の交付を受けた者は、当該年度においては、景観修景事業の項に掲げる他の事業に係る補助金の交付を受けることができない。
- 3 同一年度において、生け垣整備事業Aに係る補助金と外構修景事業に係る補助金の双方の交付を受けようとする者にあつては、当該補助金の合計額は、50万円を超えないものとする。

- 4 次に掲げる事業に係る補助金（以下この項において「他要綱補助金」という。）の交付を受けた者又は受けようとする者で、当該年度において、景観修景事業の項に掲げるいずれかの事業に係る補助金（以下この項において「景観修景補助金」という。）の交付を受けようとする者にあつては、他要綱補助金の額と景観修景補助金の額の合計額が50万円を超えることができないものとして、景観修景補助金の額を算定する。
- (1) 金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱（昭和59年告示第27号）に規定する補助金交付事業
 - (2) 金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱（平成6年4月1日決裁）に規定するこまちなみ保存修景事業
 - (3) 金沢市斜面緑地保全条例に基づく補助金交付要綱（平成12年4月1日決裁）に規定する高木緑化事業
 - (4) 金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱（平成21年4月13日決裁）に規定する沿道修景事業
- 5 この表において「金澤町家」とは、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例（平成25年条例第1号）第2条第1号に規定する金澤町家をいう。
- 6 景観地区まちなみ修景事業における修繕及び復元に伴う外観の修景工事（金澤町家に限る。）に係る補助金と、同事業における限界耐力計算法等による既存耐震性能診断、上記診断に基づく防災構造補強工事の設計又は防災構造補強工事に係る補助金のいずれか又は全ての交付を受けた者又は受けようとする者にあつては、当該補助金の合計額は、700万円を超えないものとする。

別表第2（第3条関係）

補助事業の種類		建築物又はその部分
事業種別	事業名	
景観地区まちなみ修景事業	建築物修景事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱（昭和53年告示第41号）に基づく補助金の交付の対象となった建築物 2 金澤町家再生活用事業補助金交付要綱（平成22年4月1日決裁）の規定に基づく補助金の交付の対象となった認定金澤町家のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した認定金澤町家の部分（金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）第20条第1項ただし書に規定する市長が定める期間（以下「補助金交付制限期間」という。）を経過するまでのものに限る。） 3 前2項に定めるもののほか、この要綱の規定に基づく補助金に類するものであると市長が認める補助金等の交付の対象となった建築物のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した建築物の部分（補助金交付制限期間を経過するまでのものに限る。）